

平成27年3月27日

預金保険料率の変更について

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会長 渡 邊 武

本日開催された預金保険機構運営委員会において、預金保険料率の引き下げが決定されました。金融庁長官と財務大臣の認可取得が前提となりますが、平成27年4月1日以降に適用される預金保険料率（一般預金等と決済用預金を加重平均した実効料率）は0.042%に引き下げられることとなります。

信用組合業界としては、我が国経済が回復基調にある中で、金融システムは総じて安定した状況にあるとの認識や預金保険料負担の現状を踏まえ、平成27年度以降の料率の見直しにあたっては、引き下げを検討すべきと申し上げて参りました。

今回の預金保険料率の引き下げは、こうした状況を勘案されたものであり、預金保険制度に対する内外からの信頼を確保しつつ、金融機関の健全性向上の自助努力を後押しし、金融仲介機能の一層の強化につながるものと考えております。

私ども信用組合業界としては、預金保険料率が引き下げられた際には、それを有効に活用し、自己資本の充実をはじめとする健全経営の努力を続けて参ります。同時に信用組合らしさを発揮して、組合員である中小企業・小規模事業者等の最後の拠り所としてコンサルティングを一層強化し、組合員をはじめとするお客様への金融サービスの向上に努めて参る所存でございます。

以上